

はじめに



わが国の社会環境は、少子・高齢化・国際化の進展、家族形態の多様化など急速に変化し、一人ひとりの価値観や生活環境も大きく変わりつつあります。

国においては、男女共同参画社会の実現を重要課題と位置付け、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」の施行、平成12年2月にはこの法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策

定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けた様々な取り組みが展開されてきました。

海津市では、こうした国の動きを受けて、平成17年3月の合併を機に男女共同参画社会の実現をめざした取り組みを進めてまいりましたが、このたび、市民の一人ひとりが「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や慣習・慣行などにより束縛されることなく、男女が人として輝いて生きることができる社会の実現に向け、「女と男がともに輝くまちづくり」を基本理念とした「海津市男女共同参画プラン」を策定しました。

今後は、市民の皆様をはじめ、事業所、各種団体等と協働してこの計画を推進していきたいと思っておりますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、このプランの策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「海津市男女共同参画策定委員会委員」をはじめ、アンケート等にご協力いただきました市民・事業所の皆様方に心からお礼申し上げ、ごあいさついたします。

平成19年3月

海津市長 松永清彦

# 男女共同参画社会の実現をめざして

## 男女共同参画社会とは？

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

## 家庭では、

- 家族みんなで互いに協力しあって、家事や育児、介護等を行い、喜びも苦労も分かち合い、支え合しましょう。
- 家族一人ひとりの個性や生き方、考え方を尊重しましょう。
- 子育てについては、「女の子らしさ」「男の子らしさ」と性別にとらわれず、その子らしさを大切に自主性や個性を大切にしましょう。
- 「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、自分や家族の心や身体のことをよく理解し、健康づくりにつとめましょう。

## 地域社会では、

- 男女共同参画の視点から社会の慣習やしきたりを見直し、一人ひとりの生き方や考え方を尊重しましょう。
- 自治会等地域活動の意思決定の場へ地域の構成員として男性だけでなく、女性も積極的に参画し、豊かで住みよいまちづくりをしましょう。
- 地域活動やボランティア活動等に積極的に参加しましょう。

## 職場では、

- 男女ともに、仕事と家庭・地域社会とのバランスの取れたゆとりと充実感のある生活がおくれるようにしましょう。
- 男女ともに育児・介護休業を取得しやすい環境づくりをしましょう。
- 雇用機会や待遇などで性別を理由とした格差がなくなり、男女がともに個性、能力、意欲などを十分に発揮できる環境にしましょう。
- 男女雇用機会均等法など、労働に関する法律を守りましょう。
- 農業者は、家族経営協定を結びましょう。

## 学校では、

- 性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育をしましょう。
- 一人ひとりの人権尊重と男女平等の意識を育てる教育をしましょう。
- 進学や就職に際して、個人の適正を尊重した進路選択をしましょう。

